

令和5年度九州大学大学院法学府
修士課程入学試験問題（秋季）

情報法

問1 次の文は、最大判昭和61年6月11日民集40巻4号872頁（北方ジャーナル事件）の判決文からの引用である。下線部に関連して、下記の小間に答えさない。（50点）

「人の品性、徳行、名声、信用等の人格的価値について社会から受ける客観的評価である名誉を違法に侵害された者は、損害賠償（民法七一〇条）又は名誉回復のための処分（同法七二三条）を求めることができるほか、(a) 人格権としての名誉権に基づき、加害者に対し、現に行われている侵害行為を排除し、又は将来生ずべき侵害を予防するため、(b) 侵害行為の差止めを求めることができるものと解するのが相当である。けだし、名誉は生命、身体とともに極めて重大な保護法益であり、人格権としての名誉権は、物権の場合と同様に(c) 排他性を有する権利というべきであるからである。」

- (1) (a) 人格権とはどのような権利か説明しなさい。 (15点)
- (2) 人格権に基づく(b) 侵害行為の差止めは、損害賠償の場合に比べ、被害者の救済にとってどのような意義を有するか説明しなさい。また、人格権に基づく(b) 侵害行為の差止めは、損害賠償の場合に比べ、表現の自由との関係でどのような問題を有しているかについても論じなさい。 (20点)
- (3) (c) 排他性とはどのような性質か、物権の排他性と人格権としての名誉権の排他性を比較しつつ論じなさい。 (15点)

問2 次の文は、最判平成15年9月12日民集57巻8号973頁（早稲田大学江沢民講演会名簿提供事件）の判決文からの引用である。下線部に関連して、下記の小間に答えさない。（50点）

「(1) 本件個人情報は、D大学が重要な外国国賓講演会への出席希望者をあらかじめ把握するため、学生に提供を求めたものであるところ、学籍番号、氏名、住所及び電話番号は、D大学が個人識別等を行うための単純な情報であって、その限りにおいては、秘匿されるべき必要性が必ずしも高いものではない。また、本件講演会に参加を申し込んだ学生であることも同断である。しかし、このような個人情報についても、本人が、自己が欲しない他者にはみだりにこれを開示されたくないと考えることは自然なことであり、そのことへの期待は保護されるべきものであるから、本件個人情報は、上告人らの(d) プライバシーに係る情報として法的保護の対象となるというべきである。」

「このようなプライバシーに係る情報は、(e) 取扱い方によっては、個人の人格的な権利利益を損なうおそれのあるものであるから、慎重に取り扱われる必要がある。本件講演会の主催者として参加者を募る際に上告人らの本件個人情報を収集したD大学は、上告人らの意思に基づか

すにみだりにこれを他者に開示することは許されないというべきであるところ、(f)同大学が本件個人情報を警察に開示することをあらかじめ明示した上で本件講演会参加希望者に本件名簿へ記入させるなどして開示について承諾を求めるることは容易であったものと考えられ、それが困難であった特別の事情がうかがわれない本件においては、本件個人情報を開示することについて上告人らの同意を得る手続を執ることなく、上告人らに無断で本件個人情報を警察に開示した同大学の行為は、上告人らが任意に提供したプライバシーに係る情報の適切な管理についての合理的な期待を裏切るものであり、上告人らのプライバシーを侵害するものとして不法行為を構成するというべきである。」

- (1) (d) プライバシーに係る情報とはどのような情報か説明しなさい。 (15点)
- (2) (e) 「取扱い方によつては、個人の人格的な権利利益を損なうおそれのある」とはどういうことか、具体例を挙げつつ説明しなさい。 (15点)
- (3) 本判決については、自己情報コントロール権を認めた判例として評価する見解がある一方で、そのような評価を否定する見解もある。両者の見解を説明した上で、下線部(f)の判旨を踏まえ、あなたの考えを述べなさい。 (20点)

(問題文は以上である。)